

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

令和元年12月25日

水 曜 日

第 4584 号

目 次

告 示	
○道路の供用開始	1
○富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表	2
教育委員会告示	
○富山県教科用図書採択地区の設定についての一部改正	5
公 告	
○落札者等の公示	6
○特定非営利活動法人の設立認証の申請	8

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第530号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月25日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和元年12月25日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
国道 359号	砺波市頼成新70番3から 砺波市芹谷字野田 190番10まで	令和元年12月26日	砺波土木センター

富山県告示第531号

富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（令和元年富山県告示第464号）を令和元年12月17日付けで次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和元年12月25日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、富山湾の特徴を生かした定置網漁業を中心とした沿岸漁業、いかつり、かにかご漁業等の沖合漁業及びまぐろはえなわ漁業等の遠洋漁業が営まれており、かまぼこの製造等水産加工業も盛んである。

水産業は、本県の均衡ある発展の上で極めて重要な産業であり、今後の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県の主たる海域である富山湾では、対馬暖流と日本海固有水の存在により、水産資源の豊富な好漁場が形成されている。我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源も見られる。本県下における漁業資源についても、一部の魚種では資源状態の悪化が懸念されており、水産業の健全な発展と水産物の安全供給を確保するためには、適切な管理措置により資源を回復し、持続的に利用していくことが求められる。

(3) このようなことから、県としては、従来からつくり育てる漁業の推進や資源管理型漁業の定着、促進等海洋生物資源を保存し、及び管理するための種々の措置を講じてきたところであり、この結果、地先の海洋生物資源を主体として徐々にその保存及び管理が図られるようになってきているが、今後とも、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、国の海洋生物資源の保存及び管理

に関する基本計画により決定された都道府県別の漁獲可能量について、適切な措置を講ずることとする。

- (4) まず、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等への助言、指導、採捕数量の公表等の措置を講ずるため、他県の入漁船を含めた第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- (5) また、本県に定められた漁獲可能量の管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、当該資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細に情報を収集し、及び解析し、科学的な知見を得ていく必要がある。このため、県水産研究所を中心として、国、関係県等と連携をとりながら、資源調査体制の充実強化を図ることとする。これらの資源調査によって得られた知見等により、必要に応じて漁業管理のための措置を充実強化することとする。
- (6) 特定海洋生物資源の適切な保存と管理を図るため、協定制度の活用等により漁業者等による自主的な資源管理を推進するほか、特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、資源の合理的、永続的な利用を図るため、引き続き資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 本県における漁獲可能量に関する措置を実施するに当たっては、他県の入漁者の採捕実績にも配慮しながら行うものとする。
- (8) 本県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画は、別に定める。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- (1) 第一種特定海洋生物資源ごとの平成31年又は令和元年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりとする。

【まあじ】

平成31年1月から令和元年12月まで 若干

【まいわし】

平成31年1月から令和元年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

令和元年7月から令和2年6月まで 若干

【するめいか】

平成31年4月から令和2年3月まで 若干

【ずわいがに】

令和元年7月から令和2年6月まで 44トン

- (2) 第一種特定海洋生物資源ごとの令和2年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりとする。

【まあじ】

令和2年1月から令和2年12月まで 若干

【まいわし】

令和2年1月から令和2年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

令和2年7月から令和3年6月まで (注)

【するめいか】

令和2年4月から令和3年3月まで (注)

【ずわいがに】

令和2年7月から令和3年6月まで (注)

- (注) 令和2年のまさば及びごまさば、するめいか、ずわいがにの管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まあじ】

定置漁業及び八そう張網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、免許統数及び許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、当年の漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【まいわし】

定置漁業及び八そう張網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、免許統数及び許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、当年の漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

定置漁業及び八そう張網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、免許統数及び許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、当年の漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

定置漁業及び八そう張網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、免許統数及び許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、当年の漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

小型機船底びき網漁業及びごち網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

また、小型機船底びき網漁業、ごち網漁業等については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、当年の漁獲実績が配分量を超えないよう留意するものとする。

4 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、海洋生物資源の漁獲情報を的確に把握するとともに、海洋生物資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型個体及び産卵個体の保護等に向けた取組を進めることとする。

富山県教育委員会告示第7号

富山県教科用図書採択地区の設定についての一部改正について

富山県教科用図書採択地区の設定について（昭和42年富山県教育委員会告示第5

ホシザキ北信越株式会社 石川県金沢市松島二丁目26番地

- 5 落札金額
56,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和元年10月25日

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和元年12月25日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
振動試験機 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 落札者を決定した日
令和元年12月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
轟産業株式会社 福井県福井市毛矢三丁目2番4号
- 5 落札金額
44,550,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日

令和元年11月20日

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和元年12月25日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
令和元年12月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人富山県ウォーキング協会
- 3 代表者の氏名
野上 浩太郎
- 4 主たる事務所の所在地
富山県中新川郡上市町四葉台1番地37
- 5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、生涯スポーツとしてのウォーキング運動の普及に関する事業などを行い、健康増進と明るい地域づくりに寄与することを目的とする。